

「屋外体育施設のルール」2011年の規則変更点について

1. 陸上競技場

規則については「陸上競技ルールブック2011年版」に基づき修正

P6 (2) 公認競技場の分類の下記項目のレーン幅について修正

		第1種 第2種
走路	直線部	1レーンの幅は1m220又は1m250で8レーン又は9レーンとする
	曲線部	1レーンの幅は1m220又は1m250で8レーン又は9レーンとする

		第3種
走路	直線部	1レーンの幅は1m220又は1m250で8レーンとする
	曲線部	1レーンの幅は1m220又は1m250で6レーン以上とする

		第4種
走路	直線部	1レーンの幅は1m220又は1m250で6レーンとする
	曲線部	1レーンの幅は1m220又は1m250で4レーン以上とする

		第1種
補助競技場	全天候舗装400m第3種公認競技場	

		第1種
トレーニング場	第1種公認競技場	

P6 (2) 公認競技場の分類の下記項目について修正

		第4種
各種跳躍場および各種投てき場	1ヵ所以上で、条件に合わない場合は一部の施設を欠くことが出来る	

P6 (2) 公認競技場の分類の下記項目について修正

		第1種
雨天走路	メインかバックスタンド側にあることが必要 舗装材は競技場と同一にする	

P6 (2) 公認競技場の分類の下記項目について修正

	第1種、第2種	第3種	第4種
電気機器等の配管	設備を要する	設備があることが望ましい	無くても可

P7 (2) 公認競技場の分類の下記項目について修正

	第1種	第2種	第3種	第4種
競技場にて開催できる競技会の種別の標準	日本陸上競技選手権大会、国民体育大会等の本連盟が主催する全国規模大会および国際的な大会	加盟団体陸上競技選手権大会および地方における主な大会	加盟団体陸上競技選手権大会等	加盟団体の大会・記録会

P7 (2) 公認競技場の分類表の下に追記

【注】自転車競技走路を併設したものは第何種乙とする。

P8 の2行目修正

公認細則の第19条では、

P9 ストップウォッチの要検定、数量と摘要欄を修正

用器具名称	要検定	1種	2種	3種	4種	摘要
ストップウォッチ	×	18個	18	18	18	1/1000デジタル式1年に1回検査すること

P9 用器具名称の「役員腕章又はネームプレート」の項目を削除

P9 下記項目の要検定について修正

用器具名称	要検定
赤・白手旗	×
黄手旗	
緑・黄・赤手旗	
監察マーカ	

P9 スタート信号器の数量を修正

用器具名称	要検定	1種	2種	3種	4種	摘要
スタート信号器		2丁	2	3	2	

P9 抽選器の要検定について修正

用器具名称	要検定
抽選器	×

P9 下記項目の数量等修正

用器具名称	要検定	1種	2種	3種	4種	摘要
スタート合図用黒板		(1本)	(1)	(2)	1	
地(砂)均器		6本	6	4	2	トンボ
ほうき		6本	6	4	2	
スコップ		6本	5	4	2	
レーキ		2本	2	2	2	

P9 用器具名称の「ライン引器」の摘要欄を削除

P10 抽選器の要検定について修正

用器具名称	要検定
競歩警告用円板(黄)	×
競歩失格用円板(赤)	×
警告カード	×
スターター台	×

P10 必備器具の表の下記項目について修正

用器具名称	要検定	1種	2種	3種	4種	摘要
スターティングブロック		レーン数 ×3+3台	レーン数 ×2+3	レーン数 ×2+3	レーン数 +3	予備3台を備える
周回表示器(鐘付)	×	1組	1	1	1	2000mまでの周回を数えられるもの
ハードル		レーン数×10+5台				予備5台を備える
障害物競走用移動障害	削除	4台	4	(4)	(4)	内1台は長さ約5mとする。男女兼用型
代用縁石		1式	1	(1)	(1)	障害物競走及びグループスタートに使用

P11 必備器具の表の下記項目について修正

用器具名称	要検定	1種	2種	3種	4種	摘要
風速計						原則として1年に1回検査すること
デジタル風速計	×	5台	4	4	2	
温湿度計	×	2個	2	1	1	
10kgはかり	×	1台	1	1	1	上皿天秤 デジタル可
ブレイクライン用旗、ラップ用旗 コーナートップ用旗	×	4組	4	4	3	1組2本ビニールまたはプラス チック(400mm×500mm)
吹流し		10本	10	8	6	
レーンナンバー標識	×	3組	2	2	1	レーン数に合わせたもの1 組
トラック競技速報表示器	×	1台	1	(1)	0	
風力速報表示器	×	3台	2	1	0	
走幅跳、三段跳用距離標識	×	2組	2	1	0	

P11 必備器具の表の下記項目について修正

用器具名称	要検定	1種	2種	3種	4種	摘要
踏切板		8個	8	4	2	材質は堅木(檜、松、ひば等)と し、5枚以内であわせてよい
粘土板		8個	8	4	2	競技会で使用する粘土板は 溝付きとする
粘土		必要量	必要量	若干	若干	
フィールド競技者用距 離表示マーカー		200個	200	100	0	一般用・全天候用兼用のもの
走高跳用マット		2組	2	1	1	
棒高跳用マット		2組	2	1	(1)	
円盤投、やり投、 ハンマー投用ペグ	×	40本	30	30	20	
砲丸投用ペグ	×	40本	30	30	20	

P11 必備器具の表に下記項目を足留材とフィールド順位表示器の間に挿入

用器具名称	要検定	1種	2種	3種	4種	摘要
円盤投げ、ハンマー投げ 兼用サークル		2個	2	1	(1)	

P12 必備器具の表の下記項目について修正

用器具名称	要検定	1種	2種	3種	4種	摘要
フィールド用ビニールテープ		200m	100	100	0	色もの(幅50mm)赤、黄、青など
フィールド成績表示器	×	6台	4	2	0	
投てき用距離標識		1式	1	1	(1)	砲丸投・円盤投・ハンマー 投・やり投用で1式
競歩用警告掲示板	×	1台	1	1	0	縦1,000mm×横800mm
機動掃除機	×	1台	1	1	(1)	全天候の場合 手動可
水取りブラシ		10本	10	10	3	全天候の場合
吸水器		2台	2	1	1	全天候の場合 機動付きが望ましい

フィールド競技記録員用小机	×	20台	20	5	3	コンピューター端末機も含む
フィールド競技記録員用腰掛	×	10脚	10	5	3	
監察員用腰掛	×	50脚	25	25	25	折りたたみ式

P12 必備器具の表に下記項目を追加

用器具名称	要検定	1種	2種	3種	4種	摘要
コーン(小)		10本	10	5	5	高さ150mm程度のもの

P12 付帯設備の下記項目について修正

用器具名称	要検定	1種	2種	3種	4種	摘要
走高跳用計測基準台		2台	2	1	1	全天候は塗布も可
砲丸投用サークル		2個	1	1	1	第1種は芝生に向かって2カ所

P13 付帯設備の円盤投げ、ハンマー投兼用サークルの項目を削除(P11の必備器具に移動)

P13 付帯設備の下記項目について修正

用器具名称	要検定	1種	2種	3種	4種	摘要
やり投げ用円弧		2個	2	1	(1)	全天候は塗布も可
円盤投、ハンマー投囲い		1組	1	1	(1)	投てき設備のある競技場は設置する兼用可、ガード付き
障害物競走用水濠および固定障害		1式	1	(1)	(1)	固定障害は現場検定とする男女兼用型で高さの調整が出来るもの

P13 常備を希望する用器具の下記項目の数量について修正

用器具名称	要検定	1種	2種	3種	4種	摘要
情報関連機器		(1式)	(1)	0	0	コンピューター、インカム、ファクシミリ、電光掲示盤等
走幅跳、三段跳用距離測定器		2組	2	1	0	投眼方式メジャー付又は光波測距儀
合成樹脂製巻尺 100m		2個	1	1	1	ファイバー製可

P13 常備を希望する用器具の表に下記項目を追加

用器具名称	要検定	1種	2種	3種	4種	摘要
インサイドカメラ		(1式)	0	0	0	

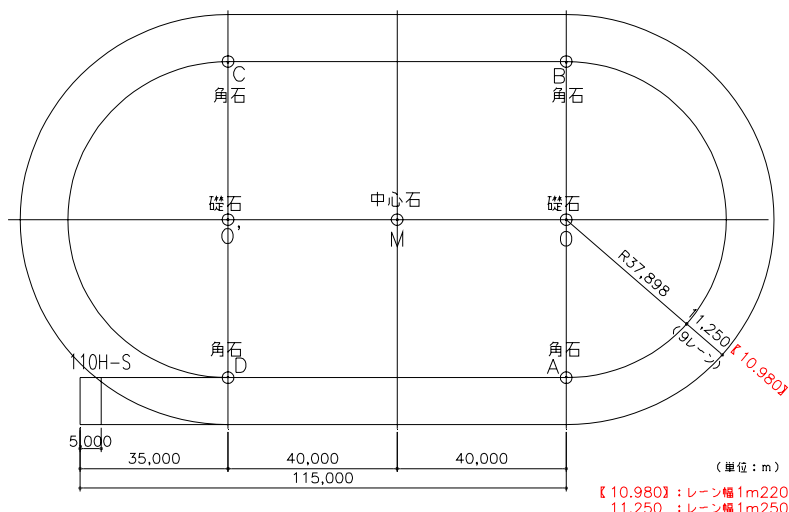
P14 用器具名称の誤字修正

競技者用脱衣籠籠 **競技者用脱衣籠**

P14 (備考)および(注) (注)1~6にまとめる

- (注) 1 は検定を要するもの
 2 は規則に標準規格のあるもの
 3 は陸連承認品とする
 4 ()は備品を希望するもの
 5 ×は第1種競技場の補助競技場において欠くことができるもの
 6 全国大会、国際大会等の用器具については、その都度日本陸連と競技すること

P18 礎石間 = 80mの新設第1種公認規模のトラックの例の図でレーン幅1m220での寸法を追記



P18 3) の日本陸連が統一しているレーン区画のレーン幅を**1m220又は1m250**に修正

P19 図におけるレーンの1周の計算でレーン幅1m220の計算を追記

$$2 \text{レーンの1周長} = 80.000 \times 2 + (37.898 + 1.250 + 0.200) \times 2 \times 3.1416 = 407.23135\text{m} \text{ (レーン幅1m250)}$$

$$" = 80.000 \times 2 + (37.898 + 1.220 + 0.200) \times 2 \times 3.1416 = 407.04286\text{m} \text{ (レーン幅1m220)}$$

P19 3) **最大幅1m250**に修正

P19 3) の注釈の修正と追記

〔注意〕 各レーンの右側のラインのみ各レーンの幅に含む

〔国内〕 2010年4月1日以降に建造されたトラックに関しては、上記のレースのために、レーンの幅は1m220 ± 0.010mとする。

〔国際 - 注意〕 2004年1月1日以降に建造されたトラックに関しては、上記のレースのために、レーンの幅は1m220 ± 0.010mとする。

P19 3) 修正と注釈の追記

走ったり歩いたりする方向は、左手が内側になるようにする。また、レーンナンバーは左側から順位つける。

〔国内〕 直線競走(100m、100mハードル、110mハードル)で逆送することは認めない。ただし、公式に計測された競技場において、かつ審判の諸設備が整っている場合はこの限りではない。

P19 4) 距離の測定方法の文中 - 公認細則第3条に修正

P20 5) 距離の公差の1項目を修正

規定に定められた1周の距離の許容誤差のマイナス(-)は認めない。 (公認細則第3条 - 2)

P20 6) {注 - IAAF}を〔注意〕に修正

P20 6) 走路の許容傾斜度の2項目 - 1

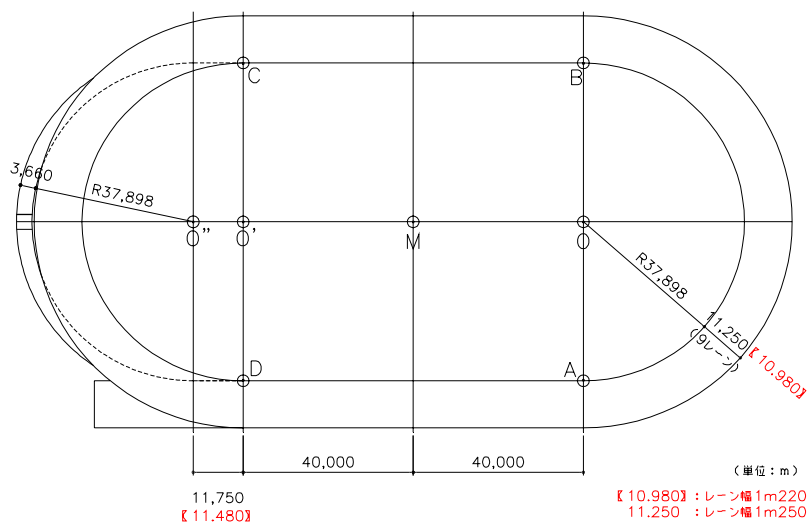
1,000分の1以下とする **1,000分の1とする**
 (全天候公認細則第3条) (公認細則第8条)

P20 7) 修正、追記

(全天候公認細則第6条) (公認細則第7条の3)

- ・直走路スタートライン付近の全天候舗装の厚さは、摩耗度や競技者の保護を含め18mm以上でよい
- ・直走路では、100mのスタートライン前方5mから110mのスタートライン後方5mまでとする。
- ただし、100mのみの場合はスタートライン前後5mとする。

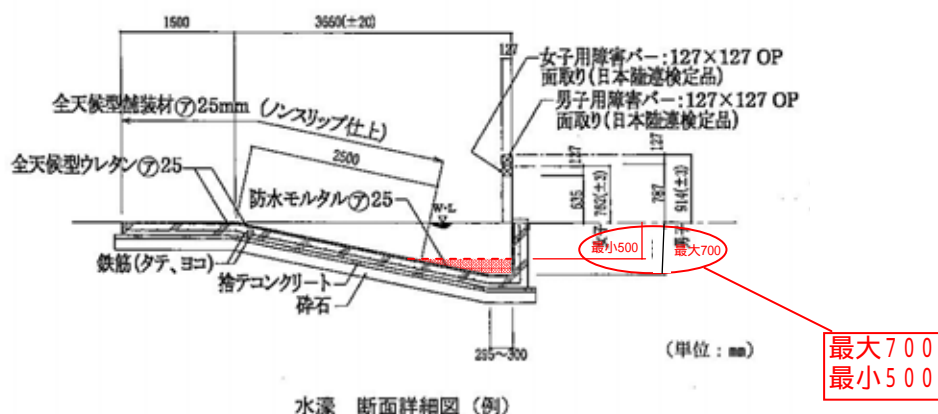
- P21 7) 4修正
(全天候公認細則第4条) (公認細則第7条 - 2)
- P21 7) 5追記
5. 舗装を一部改修するときには、舗装材は同等とし、表面仕上げおよび硬度は既存の舗装と同一とする
- P21 7) 10行目修正
・走路および助走路は排水状況が良好で硬すぎず、しかも弾力性を帯びた全天候舗装とする。
(公認細則第7条)
- P21 (2)5行目修正
外側または内側に水濠を設置する……
- P21 (2)7行目修正
・障害物競走の水濠は、レーンの内側または外側に設置する。



- P22 1) 障害物競走路の距離計算にレーン幅1m220の計算を追記
〔レーン幅1m220〕
(9レーン)1周長 = $(80.000 + 11.480) \times 2 + (37.898 + 0.300) \times 2 \times 3.1416$
= $182.960 + 240.00567$
= 422.96567m
- (8レーン)1周長 = $(80.000 + 10.260) \times 2 + (37.898 + 0.300) \times 2 \times 3.1416$
= $180.520 + 240.00567$
= 420.52567m

既設競技場の改造において水濠を移動しない場合は各々レーン幅1m250の当初計算による。

P24 水濠 断面詳細図(例)修正。



P24 7) - 1 修正
一般走路の外側の縁石・・・ 一般走路の内側または外側の縁石・・・

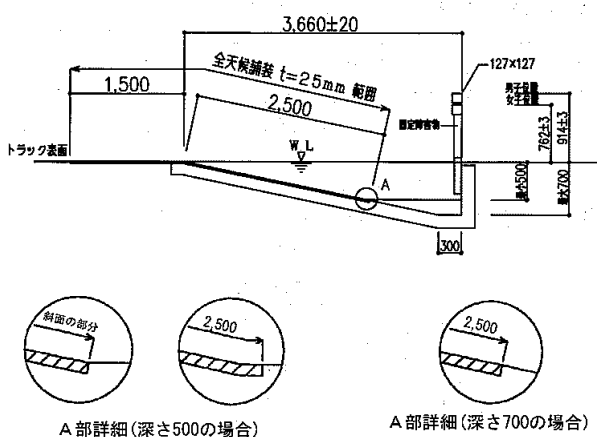
P24 7) - 3 修正
・・・白色の縁石を仮設しても良い。 ・・・白色の縁石を置く。

P24 7) - 5 修正
(公認細則第11条) (公認細則第12条)

P24 7)最終行修正
(全天候公認細則第6条) (公認細則第7条 - 3 - (2))

P24 7)最終行に追記
[注意] 水濠のトラック表面レベルからの水深は70cmから50cmとする。
水濠のスロープは、図で示されているように維持されるものとする。
新しく建設される水濠は、より浅く建造されることを推奨する。

P25 図の修正



(全天候公認細則第6条) (公認細則第12条)

P26 5行目の修正
(公認細則第4条) (公認細則第4条、第5条)

P27 3～4行目の修正
・・・頂部に固着させることがよい。 ・・・頂部に固着させるか点できざむ。

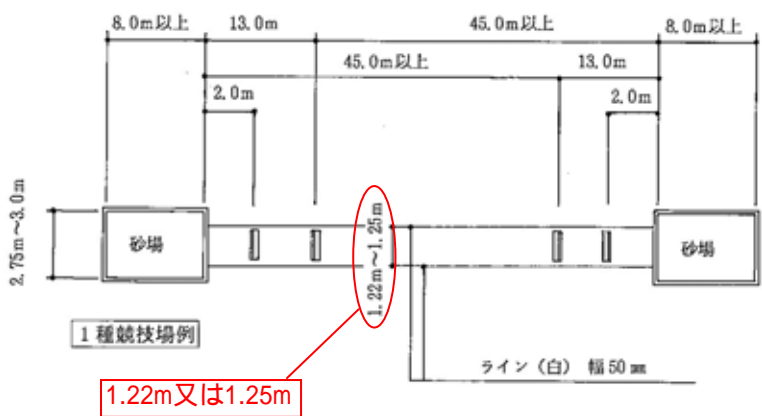
- P27 5～7行目の削除
- P27 3)3行目の修正
・トラックの内縁は鉄製又は他の適当な材料を使い、下部は表面排水を良好にするような構造で、基礎地盤に固着する。
- P27 3)6行目の修正
(公認細則第7条) (公認細則第6条)
- P27 4)7～8行目の削除
- P27 最終に追記
(国内)フィニッシュポスト - 写真判定システムがない場合、2本の白色に塗られた柱をフィニッシュラインの延長線上に少なくともトラックの端から300mmのところ置く。フィニッシュポストは強固な構造で、高さ約1m400、幅80mm、厚さ20mmとする。
- P28 2行目の修正
(公認細則第9条) (公認細則第11条)
- P28 5)8行目の修正
(1・2種公認仕様 - 21) (1・2種公認仕様 - 20)
- P29 5行目の修正
(公認細則第6条) (公認細則第9条)
- P29 7)10行目の修正
色彩は別掲の標準表による ただし、4×200mリレー、100m+200m+300m+400mリレーは、標識タイルのみとする。
- P29 の22行目誤字修正
2.(1) 1)助走路と砂場の寸法と踏切板までの距離

P29 2.(1) 1)の表の助走路幅を修正

	助走路		砂場と踏切板の距離	
	長さ(m)	幅(m)	走幅(m)	三段(m)
第1・2種	45以上	1.22または1.25	2	13(10)
第3種	40以上	1.22または1.25	2	11(7)
第4種	30以上	1.22または1.25	2	11(7)

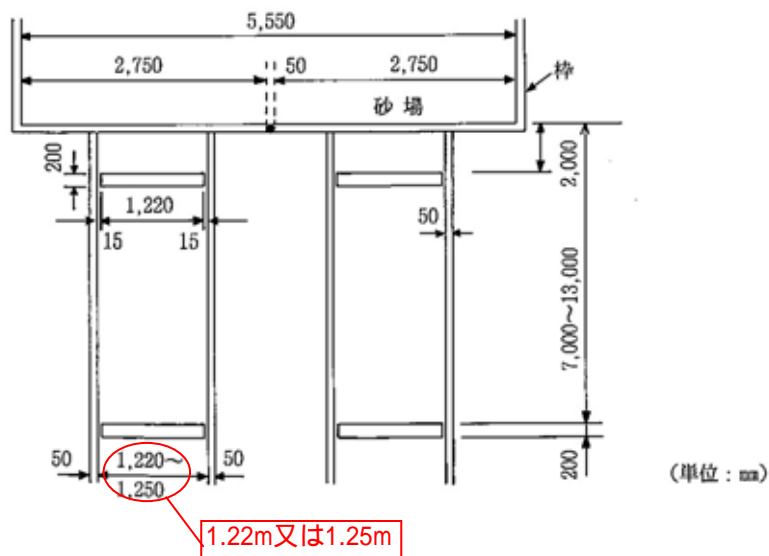
(公認細則第12条) (公認細則第13条)

P30 2.(1) 1)の助走路の図(ページ上側の1種競技場例)の走路幅を1.22m又は1.25mに修正



- P30 の3行目修正
(全天候公認細則8条) (公認細則第7条3(3))
- P30 の1行目修正
・幅は1m220又は1m250とする。
- P30 の4行目修正
・助走路の幅は1m220又は1m250とし、助走路の両側に幅50mmの白いラインを引かなければならない。
- P30 の9行目修正
(全天候公認細則第3条 - 2) (公認細則第8条(2)、(3))
- P30 2.(1) 2)の走幅跳・三段跳助走路の図(ページ下側)の走路幅を1.22m又は1.25mに修正

走幅跳・三段跳助走路



- P31 3) 3行目に追記
全天候舗装に直接踏み切る部分の厚さ(踏切板の後方8m)は18mm以上とする。
(公認細則第7条 - 3(5)工)
- P31 3) 10行目を修正
(公認細則第3条) (公認細則第13条 - 5)
- P31 4) 1行目を修正
(全天候公認細則第8条) (公認細則第7条)
- P31 5) 1行目を修正
(公認細則第16条) (公認細則第6条 - 6)
- P31 5) 4～6行目を削除
- P31 5) 10行目に追記
踏切板とは区別できる別の色でなければならない。可能な限り粘土も他の2つの色と区別出来る色とする。

P32 図1, 図2の変更

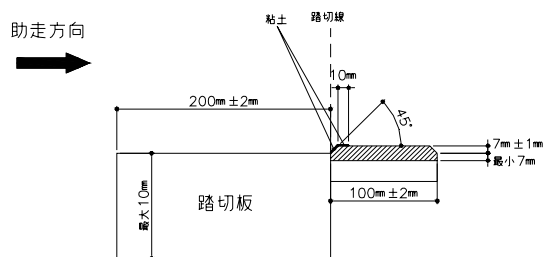


図 1

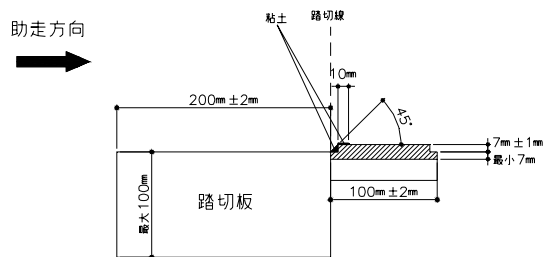


図 2

P32 5行目を削除・修正

〔国内〕本連盟が主催、共催する競技会では、踏切線と砂場の距離は2mを標準とする。

P32 8行目を修正

〔注〕 〔国内〕

P32 9行目以降を修正

〔国際〕国際競技会では、踏切板は、砂場の近い方の端から男子13m、女子11mより短くしないことが望ましい。その他の競技会では、この距離間隔は競技会のレベルに合わせて行う。

〔国内〕国内競技会では、踏切板は、砂場の近い方の端から男子13m、女子10mよりも短くしないことが望ましい。また、競技者のレベルに合わせて審判長が判断し、男女ともに砂場までの距離を短くすることができる。

P33 4行目を修正

〔注 - IAAF〕 〔注意〕

P33 (2) 3行目を修正

(全天候公認細則第9条 - 2) (公認細則第14条)

P33 (2) 表の下を修正

(公認細則第13条) (公認細則第14条)

P33 (2) 2) 3行目を修正

(全天候公認細則第3条 - 2) (公認細則第8条(2)(3))

P33 最終行を削除

P34 3) 2行目修正

(公認細則第3条 - 1) (公認細則第14条 注 - 6)

P34 4) 1行目修正・追記

・Aゾーン、Bゾーン内の・・・・助走路の・・・
(全天候公認細則第9条 - 5) (公認細則第7条 - 3(3))

追記: 計測基準台を中心に幅1.4m、長さ8mの部分の助走路厚さは18mm以上とする
(公認細則第7条 - 3(5)イ)

P34 5)の(a)(b)を下記に差し替え

- ・支柱台は少なくとも径800mmとする。ただし全天候舗装面に設置するときには、径80mm～150mmとする。
- ・計測基準台の大きさは、40mm～150mmとする。
- ・支柱台及び計測基準台は、全天候舗装面にマーキングするか、深さ300mm以上の石造りまたは、コンクリートその他硬質のもので作り、下部は基礎地盤に固着する。(公認細則第14条 注 - 3～5)

P34 6)を2行目修正・追記

(公認細則第13条 - 4) (公認細則第14条)

P35 (3) 1)助走路の長さの表の修正。

	助走路	
	長さ(m)	幅(m)
第1・2種	45以上	1.22又は1.25
第3種	40以上	1.22又は1.25
第4種	30以上	1.22又は1.25

(公認細則第14条) (公認細則第15条)

P36 の1行目削除

P36 の2～3行目修正・追記

- ・助走路の最短距離は40mとし、事情が許せば45mとする。助走路の幅は最大1m220±0.010mとし、両側に幅50mmの白線を引かなければならない。

(注意) 2004年1月1日以前に建造された競技場において助走路の幅は1m250でよい

(国内) 2004年1月1日から2010年3月31日までに建造された競技場において助走路の幅は1m220～は1m250とする。

P36 2)修正

(全天候公認細則第3条 - 2) (公認細則第8条 - 1～3)
(全天候公認細則第10条 - 2) (公認細則第15条 注 2)

P36 3)修正

(公認細則第15条 - 3) (公認細則第15条 注 7)

P36 4)修正・追記

(全天候公認細則第10条 - 4) (公認細則第7条 (3)(5))

追記: ボックス後方8mの部分の助走路厚さは18mm以上とする (公認細則第7条 - 3(5)ウ)

P38 の2行目

(全天候公認細則第10条 - 3) (公認細則第15条 注 6)

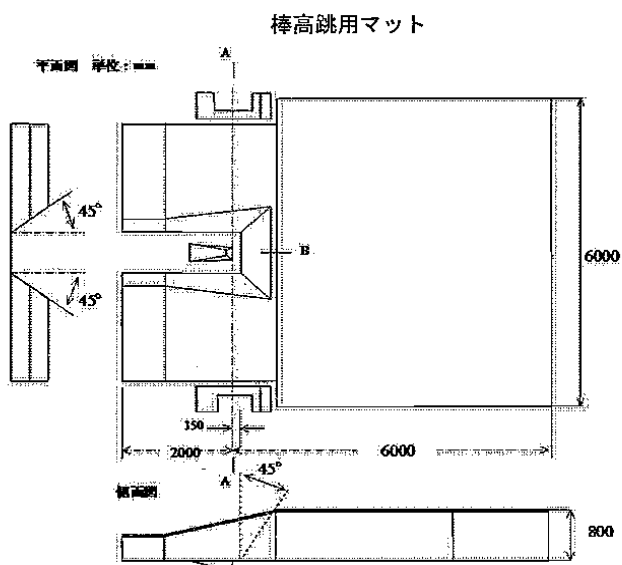
P38 の2行目

(公認細則第14条 - 2) (公認細則第15条)

P38 マットの寸法表修正

	横(m)
第1・2種	6以上

P39 マット図の変更



P40 の1行目修正

(競技規則第187条12 - (1)) (競技規則第187条12 - (a))

P40 2)の 修正

1.7mm ~ 2.3mm **2.0mm(±3mm)**

P41 5)修正

釘または管を埋める **釘をうめる**

P42 の2行目修正

(競技規則第187条12 - (1)) (競技規則第187条12 - (a))

P42 2) 修正

1.7mm ~ 2.3mm **2.0mm(±3mm)**

P43 2) 修正

1.7mm ~ 2.3mm **2.0mm(±3mm)**

P44 1) 2行目修正

設計し製作し**保守管理**されなければならない

P44 1) 8行目修正

既設の場合**9m、7m**とする。

P45 10行目修正

最前部の2mの部分は**9m以上**とする

P46 (5)1) 修正
(競技規則第187条 (2)) (競技規則第187条12(b))

P46 (5)2) 2行目修正
助走路の長さは、第1・2種で33.5m、第3・4種で30m以上とする。
(公認細則第15条) (公認細則第16条)

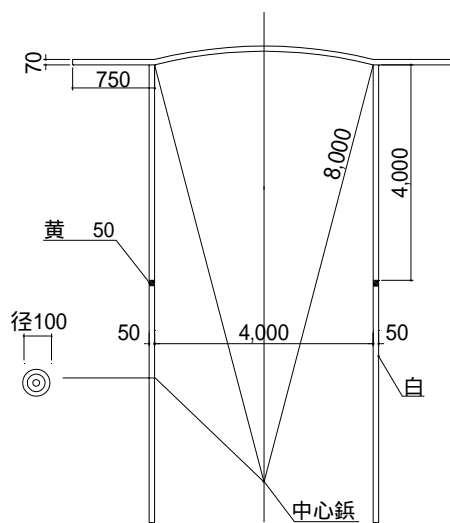
P46 (5)2) 9行目修正
(公認細則第15条) (公認細則第16条 注)

P47 の2行目修正
(全天候公認細則第3条 - 2) (公認細則第8条)

P47 の3行目修正・追記
(全天候公認細則第9条 - 5) (公認細則第7条 - 3(3))

追記:スターディングラインの円弧より後方8mの助走路の厚さは18mm以上とする
(公認細則第7条 - 3(5)オ)

P48 図の変更



やり投円弧

(単位: mm)

P51 の4行目修正
公認規定の第7～14条 公認規定に第7～13条

P52 「公認陸上競技場認定申請書」の記入項目で連絡担当者の欄が追加 (別紙新様式添付 (様式1))

P53 「公認長距離競走路・競歩路認定申請書」の申請種別で一部表記に変更と記入項目で連絡担当者の欄を追加 (別紙新様式添付 (様式2))

P55 「公認陸上競技場・長距離競走路・競歩路指導願」の申請種別で一部表記に変更と記入項目で連絡担当者の欄を追加 (別紙新様式添付 (様式3))

(様式1)

公益財団法人 日本陸上競技連盟
会長 河野洋平 殿

公認陸上競技場認定申請書

競技場名			
競技場所在地	(〒)	TEL ()	
競技場所有者	住所 (〒)		
	氏名	TEL ()	
申請種別	() m 第 種 (単心円・三心円) 全天候型 新設・継続・改造 一部全天候型		
添付図面	平面図 1枚 (位置及び寸法を明記したもの)		
競技場新設年月日	昭和・平成 年 月 日 (継続の時のみ記入)		
連絡担当者	連絡先: 住所:〒 氏名:	電話:	
関係書類添付の上、陸上競技場の認定を申請いたします。 申請日 平成 年 月 日 申請者 住所 (〒) (又は所有者) 氏名 ㊟ TEL 所属都道府県陸協会長 ㊟			

(この下は申請者は記入しないで下さい)

公認番号	No.	都道府県名		検定員	
委員会承認日	平成 年 月 日				
コード(新設時)	No.			技術役員	
公認期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日			公認料+消費税	¥
竣工期日	平成 年 月 日			派遣費用	¥
その他				請求日	平成 年 月 日
				入金日	平成 年 月 日
				証書発送日	平成 年 月 日

(様式2)

公益財団法人 日本陸上競技連盟

会 長 河 野 洋 平 殿

公認長距離競走路・競歩路認定申請書

競走(歩)路名			
出発点・決勝点 所在地	出発点		
	決勝点		
コース管理者	連絡先 (〒)		
	氏名		TEL ()
計測方法	ワイヤー計測 自転車計測 (◆ I A A F 認証 ・ ▼ A I M S 会員 ・ ▽国内公認)		
申請種別	新設・継続・一部変更 / 循環・往復・周回・片道		
長距離競走路⇒ 競歩路⇒	【 100km マラソン 35km 30km 25km ハーフマラソン 20km 10マイル 15km 10km ロードリレー 】 【 50km 30km 20km 15km 10km 5km (一周 km) 】		
連絡担当者	連絡先: 住所: 〒 氏名:		電話:
関係書類添付の上、競走路・競歩路の認定を申請いたします。 申請日 平成 年 月 日 申請者 住所(〒) (又は所有者) 氏名 ⑩ TEL 所属都道府県陸協会長 ⑩			

(この下は申請者は記入しないで下さい)

公認番号	No.	都道府県名	検定員	
委員会承認日	平成 年 月 日		技術役員	
コード(新設時)	No.		公認料+消費税	¥
公認期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日		派遣費用	¥
竣工期日	平成 年 月 日		請求日	平成 年 月 日
その他			入金日	平成 年 月 日
			証書発送日	平成 年 月 日

(様式3)

公益財団法人 日本陸上競技連盟 会 長 河 野 洋 平 殿			
公認陸上競技場・長距離競走路・競歩路指導願			
名 称			
所 在 地			
申 請 種 別	新設 継続 改造 一部変更 (イ) 陸上競技場 [m 第 1 2 3 4 5 種] (ロ) 長距離競走(歩)路 [100km 50km 42.195km 35km 30km 25km 21.0975km 20km 10mile 15km 10km] (ハ) 競 走 路 [2.5km 2km]		
指 導 内 容	(イ) 現 地 (ロ) 図面指導 (ハ) 協 議 (ニ) その他 ()		
派 遣 人 員	人		
派 遣 の 理 由			
希 望 日	第一希望	平成 年 月 日	第二希望 平成 年 月 日
連 絡 担 当 者	連絡先： 住 所：〒 氏 名： 電話：		
上記の件についてご指導方をお願いいたします。 申 請 日 平成 年 月 日 申 請 者 住 所 (〒) (又は所有者) 氏 名 ④ T E L 所属都道府県陸協会長 印			

(◎注：該当事項を○で囲んでください)

委員会承認日	[平成 年 月 日]	[派遣者氏名]
承認印		